

平成 26 年度「駅西 旬の朝市」実施要領

1 趣 旨

県内農林水産物の生産振興、販売促進及び地産地消を推進するため、県都山形市の山形駅西口広場において、県産農林水産物等の販売を行う朝市を開催する。

2 名称及び開催主体

[名 称] 駅西 旬の朝市

[主 催] 山形県商工労働観光部観光経済交流局（観光交流課）

[実施主体] 「駅西 旬の朝市」運営会

3 開催日時（予定）：場所

[日 時] 5月～11月の第2・第4土曜日 8:30～11:30

但し、5月24日、7月26日は他のイベントが会場を使用するため、駅西 旬の朝市の開催はありません。

5月10日	6月14日	6月28日	7月12日	8月9日	8月23日
9月13日	9月27日	10月11日	10月25日	11月8日	11月22日

[場 所] JR山形駅西口広場（イベントゾーン：広場北側）
（所在地）山形市双葉町一丁目500番1及び2

4 出店対象者

（1）下記のいずれかに該当する山形県グリーン・ツーリズム推進協議会会員

- ① 県内の農業者、林業者、漁業者及びそれらの者が組織する団体
- ② 県内産の農林水産物及びその加工品の販売者
- ③ 郷土料理提供者及び地域の食文化に貢献したい方

（2）上記のほかに運営会が特に認める下記に例示する事業者等

（活動協力として）

- ・福祉事業の一環としての出店
- ・被災地の復興・復旧のための出店

（集客の一環として）

- ・イベントパフォーマー
- ・観光・市民活動のPRに資する者 など

5 出店対象品

原則として次のものとする。

- (1) 県内産の農林水産物 (2) 県内産の農林水産物を使用した加工食品

6 出店料

「駅西 旬の朝市」運営会会費（原則 10,000 円（1 区画利用／消費税込））と、山形県グリーン・ツーリズム推進協議会会費（3,000 円もしくは 10,000 円）の合計額

7 店舗面積

[店舗面積] 1 区画 9 m²程度(3m×3m 程度)
(バックヤードとして同程度の面積を使用可能)

8 地産地消推進事業等への協力

出店者は、県、市町村、協議会が実施する地産地消、地域振興等の事業に、積極的に協力しなければならない。

9 その他

- (1) 出店に係る設備一式については、出店者が調達、配備を行うものとする。
(食品衛生法上の許可等についても同じ)
商品から生じるゴミ等は、出店者の責任で処分する。
- (2) その他出店に際しての留意事項は別途定める。